

富山市建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(共同企業体の運営形態等)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。

3 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合を反映するものでなければならない。

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、市が発注する工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(結成)

第4条 共同企業体は、次の各号を目的として結成する。

(1) 大規模工事の確実な施工及び技術の補完

(2) 市内に主たる営業所を有する者(以下「市内業者」という。)と市外に主たる営業所を有する者(以下「市外業者」という。)による技術交流

2 共同企業体は自主結成方式とする。

(入札参加手続)

第5条 共同企業体の入札参加手続については、富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱(平成20年富山市告示第583号。以下「選定要綱」という。)第11条第2項の規定に基づき申請をし、審査を受ける。

(申請要件)

第6条 共同企業体の資格審査の申請をする者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 構成員は、原則として、市内業者に対して選定要綱第5条に基づいて行う格付において、B等級以上の格付を有する者又はそれに準ずる者であること。

(2) 構成員は、5者以内であること。

(3) すべての構成員は、資格審査を申請しようとする建設工事の種類について、建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

2 構成員は、同一工事について他の共同企業体の構成員になることができない。

(資格審査の方法)

第7条 共同企業体の資格審査の方法は、業種別に次の各号に掲げるところにより算定する客観的事項に対する付与点数(以下「客観点数」という。)及び主観的事項に対する付与点数(以下「主観点数」という。)を合計したもの(以下「総合点数」という。)により行う。ただし、構成員に建設業法(昭和24年法律第100号)

第3条第1項に規定する主たる営業所を富山市の区域以外に有する入札参加資格申請者がある場合にあっては、第1号に掲げる客観点数のみ算定する。

- (1) 客観点数は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）の基準により、次に掲げる数値を用いて審査し、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3によって算出された点数とする。

ア 経営規模

- (ア) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

各構成員の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高をそれぞれ合計したもの

- (イ) 自己資本額及び平均利益額 各構成員の自己資本額及び平均利益額をそれぞれ合計したもの

イ 経営状況 各構成員について算定される経営状況分析の評点の平均値

ウ 技術力 各構成員の許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業の種類別年間平均元請完成工事高をそれぞれ合計したもの

エ その他の審査項目（社会性等） 各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値

- (2) 主観点数は、次に掲げる数値を富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領第5第2項に定める別表1により審査し、その評点を合計する。

ア 市工事成績 各構成員の市工事成績の平均値

イ 市工事経歴 各構成員の市工事経歴を合計したもの

ウ 信用状況 各構成員の信用状況の評点の平均値

エ 社会的貢献の状況 各構成員の社会的貢献状況の評点の平均値

- (3) 等級格付の方法は、富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領第6の規定を準用する。

- 2 前項第1号及び第2号の審査の際に用いる値は、構成員のそれぞれの入札参加資格取得の際に審査で用いた値とする。

（対象工事）

第8条 次の各号に掲げる規模の工事については、原則として共同企業体方式を活用する。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 土木工事 | 概ね | 1億5千万円以上 |
| (2) 建築工事 | // | 2億円以上 |
| (3) 電気工事 | // | 1億円以上 |
| (4) 管工事 | // | 1億円以上 |
| (5) 造園工事 | // | 1億円以上 |
| (6) その他 | // | 1億円以上 |

（構成）

第9条 共同企業体の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者のみによるもの

市内業者単独では、施工が困難である特殊工事及び大規模工事で、市内業者が共同することにより施工が可能と認められる場合

(2) 市外業者と市内業者によるもの

市内業者又はその共同企業体方式では施工が困難である特殊工事及び大規模工事で、市外業者と市内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合

(3) 市外業者のみによる共同企業体は、原則として認めない。

(共同企業体の発注基準)

第10条 共同企業体の契約方法別・業種別・金額別発注基準は別表のとおりとする。

(共同企業体に対する通知等)

第11条 共同企業体に対する各種通知並びに工事の監督及び請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とし、代表者へ通知等を行った事項は他の構成員にも通知等を行ったこととする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の富山市建設工事共同企業体取扱要領第7条第1号の規定は、経営事項審査を平成20年4月1日以後に申請したものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 共同企業体の契約方法別・業種別・金額別発注基準（第10条関係）

金額	土木		建築	電気・管		その他
20億円	条件付き一般競争入札	5者JV 又は 4者JV (※ うち、市内A等級3者以上)	5者JV 又は 4者JV (※ うち、市内A等級3者以上)	条件付き一般競争入札	4者JV (※ うち、市内A等級3者以上)	注
15億円		3者JV (※ うち、市内A等級2者以上)	市内3者JV (A等級のみ)			
10億円		市内3者JV (A等級のみ)				
5億円			市内2者JV (A等級のみ)			
3億円		市内2者JV (A等級のみ)	市内2者JV (A-A等級 又は A-B等級)			
2億円		市内2者JV (A-A等級 又は A-B等級)			市内2者JV (A-A等級 又は A-B等級)	
1億5千万円						条件付き一般競争入札
1億円	条件付き一般競争入札	条件付き一般競争入札	条件付き一般競争入札	同左		
2千万円						
1千5百万円						
1千万円						
130万円	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	同左	同左	
50万円						随意契約

※ 市外事業者が入札に参加する場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で通知された総合評定値（P）が、土木、建築は1,200以上、電気、管は1,100以上を条件とする。

注 5億円以上のその他の業種については、基準を設けず、案件に応じて審議する。